

常滑武豊衛生組合事務分掌規則

昭和49年10月1日

規則第3号

改正 令和 4年 3月 1日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者の権限に属する事務処理の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

(担当の設置)

第2条 常滑武豊衛生組合（以下「組合」という。）に、次の担当を置く。

(1) 総務担当

(事務分掌)

第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

担当	分担事務
総務担当	(1) 職員の身分、給与その他人事に関する事。 (2) 予算、決算その他財務に関する事。 (3) 共済組合等に関する事。 (4) 条例、規則に関する事。 (5) 組合財産に関する事。 (6) 組合議会に関する事。 (7) 監査事務に関する事。 (8) 工事等の入札及び契約に関する事。 (9) 場内環境整備及び周辺対策に関する事。 (10) 他の担当の所管に属しない事。